

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画に係る基本指針について（概要）

基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活移行への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害者の社会参加を支える取組

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

3 障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 5 年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス，相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

4 成果目標（第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画）

		基本指針に定める目標値
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	① 令和 5 年度末における地域生活に移行する者の目標値 令和元年度末時点の施設入所者数の 6%以上 ② 令和 5 年度末の施設入所者数 令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 令和 5 年度における精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上 ② 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上，65 歳未満） 国が提示する式により算定した令和 5 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び令和 5 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数 ③ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点，入院後 6 か月時点，入院後 1 年時点） ・令和 5 年度における入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度における入院後6か月時点の退院率については86%以上 ・令和5年度における入院後1年時点の退院率については92%以上
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	<p>① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上 ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。 <p>② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
(5)	障害児支援の提供体制の整備等	<p>① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 <p>② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築</p> <p>令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保</p> <p>③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保</p> <p>④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <p>令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</p>
(6)	相談支援体制の充実・強化等	<p>令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の	<p>令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への

構築	<p>市町村職員の参加人数の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み ・ 指導監査結果の関係市町村との共有 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込み
----	---

5 サービス見込量（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

	項 目	内 容
訪問系サービス	居宅介護等	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
日中活動系サービス	生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	自立訓練（機能訓練）	
	自立訓練（生活訓練）	
	就労移行支援	
	就労継続支援 A 型	
	就労継続支援 B 型	
	就労定着支援	
	療養介護	
居住系サービス	自立生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	施設入所支援	施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定
	地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定
相談支援	計画相談支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	地域移行支援	
	地域定着支援	
障害児支援	児童発達支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、利用が見込まれる障害児の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	保育所等訪問支援	
	居宅訪問型児童発達支援	
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	

	障害児相談支援	
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	
発達障害者支援	発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定
	発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者支援センター等による相談支援や助言が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案して、必要な研修、啓発件数の見込みを設定
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定
	ペアレントメンターの人数	現状の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、人数の見込みを設定
	ピアサポートの活動への参加人数	現状の活動状況及び発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定
	精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	精神障害者の地域定着支援	
	精神障害者の共同生活援助	
	精神障害者の自立生活援助	
精神病床における退院患者の退院後の行き先	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定	